府教委は雇用継続を保証しろ!!

講師協議会便り

大阪教育合同
労働組合
講師協議会
第 2059号

大阪市中央区北浜東
1－17
日本ワードデータービル8階
06-4793-0633

謹賀新年　団交で雇用継続を闘いとろう！

昨年9月に「改正労働者派遣法」が施行されました。この法律は企業が派遣労働者を使いやすくするものであり、労働者の側からみれば3年で職場を変えることを余儀なくされるものです。今後ますます非正規労働者が増大して労働者の賃金が低下し生活が苦しくなっていくことでしょう。

政府は今年度からGDPの計算方法を変えようとしています。これまで企業の研究費はGDPに含めていなかったのを今後はGDPに計上すると言うことです。その結果十五兆円ほどGDPが増加すると言うのです。

いかに企業が内部留保をため込んでいるのかと言うことを示しています。まさに企業が栄えて労働者が困窮する社会を生み出しているのです

非正規労働者が増大していく中で、混合組合としての教育合同の闘いが一層重要になってきています。

七年ぶりの団交！

今年は七年ぶりに府教委との「講師・非常勤職員の雇用継続を求める団体交渉」が開かれる予定です。2009年以来、団交を拒否し続けてきた府教委ですが、最高裁の決定に逆らうことはできないでしょう。雇用継続を求めて力強い大衆団交を展開して、仲間の雇用継続を勝ち取りましょう。

2016年第一回闘争委員会

2016年度臨時的任用職員・講師雇用継続闘争方針案を下記のように決定しました。第二回以降の闘争委員会の日程について、逐次連絡できるかどうか分かりません。日程を参照して主体的に参加して下さい。

記

第一回闘争委員会

1）日時　1月30日（土）
　　午後2時～
2）場所　組合事務所
3）議題　・意志確認
　　・個人要求書作成

2016年雇用継続闘争方針 (案)

1)闘争本部の設置　　1月12日(火)　支部代で確認
　闘争委員会の構成
　闘争本部委員長　(酒井委員長)
　々　事務局長　(豊嶋執行委員)
　闘争委員　(各支部代表、講師組合員全員)

2)日程

◎第1回闘争委員会　1月30日(土)　14時～組合事務所
雇用要求意志確認、個人要求書作成、情勢分析

◎第2回闘争委員会　2月12日(金)　18時30分～府教委前
臨時職員・講師雇用継続団体交渉要求決起集会(要求書提出)

◎第3回闘争委員会　3月12日(土)　14時組合事務所
情報交流・各支部の取り組み確認・座り込み準備

◎第4回闘争委員会　3月24日(木)　15時00分府教委前
座り込み(状況を見て府教委前、大阪市教委前、堺市教委前に座り込みを実行します)

(この時点で全員の雇用が確定していれば勝利報告集会に切り替える)

3)雇用継続要求書の提出
・大阪府教委　2月　12　日(金)　(本部)
・大阪市教委　2月　　日　(大阪支部)
・堺市教委　2月　　日　(堺支部)
・関係市教委に雇用要求書提出(1月～順次雇用申し入れしていく。)

＊ この他に府教委との雇用継続要求団交が入る予定です。
一応の日程は上記の通りですが、状況に応じて変化しますので、何時でも対応できる体制をつくっておいて下さい

講師辞令1日空白は大阪府の独自判断！

昨年12月に行われた大阪府との賃金一時金交渉の中で、講師の辞令1日空白問題が議論されました。1日空白を空けている理由として、府教委は「1日空けずに辞令を出すと、再新とみなされ、地公法に違反することになる。」と回答しました。2014年7月4日付の総務省通知によると「新たな任期と前の任期との間に一定の期間を置くことを求める規定は存在しない。」と明記してあることを指摘すると、府教委の教職員人事グループは同じ答弁を繰り返すばかりでした。「1日空けずに辞令を出すと再度の更新と見なす主体は誰なのか」という追求に答えることができませんでした。結局大阪府独自の判断で1日の空白を置いている事が明らかになりました。

1日のために夏の一時金が20%カットされているのです。

府教委は意味のない1日空白を止めて継続した辞令を出すべきです。空白のない辞令を求めて闘いを強めて行かなければなりません

失業給付金制度について

常勤講師として6月以上働いた場合に、その後失業状態であれば「失業給付金」が支給されます。これは民間企業の「失業手当」にあたるものです。金額と支給期間はその人の年齢と働いていた期間によりますがだいたい給料の60%位を30日から50日間位支給されます。但し、講師を退職した時に支給される「退職金」を失業手当に換算して充当し、その後まだ失業していれば支給されます。人によって違いますが数ヶ月分は支給されますので常勤講師→非常勤講師になった場合などには是非活用したい制度です。